

## 営業損害及び就労不能損害の完全賠償を求める意見書

東京電力福島第一原発事故から4年が過ぎても全町民は県内県外に避難を余儀なくされている。今なお町民の生業と生活再建の見通しは立たず、町の復興・再生は緒に就いたばかりである。

この間商工業者の懸命な努力にもかかわらず、営業再開できたのは浪江町商工会629事業所中220事業所、約35%に過ぎない。また町内最大の病院が再開の見通しが立たず40名を超える職員解雇という事態は、帰還を願う町民に大きな衝撃を与えている。

かかる状況下にもかかわらず国と東京電力株式会社は営業損害賠償打ち切り「素案」を突如押し付け、さらに就労不能損害賠償期間も平成27年2月で打ち切りとし、「個別事情により平成28年2月まで」とするなど、避難者の被害実態も顧みず、一方的に賠償打ち切りをはかろうとしている。

こうした国・東電の不条理な方針に対する、福島県原子力損害対策協議会などによる「素案」の見直し・撤回を求める広範な県民の反発を受け、去る9日、東電は暫定案を発表した。しかしながら「つなぎ資金が必要な事業者に、3か月分の賠償金仮払い」に過ぎない。

「東京電力福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補」には「営業損害及び就労不能損害の終期は、避難指示の解除、避難指示の対象区域への帰還等によって到来するものではなく、基本的には被害者が従来と同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的であり、避難指示解除後の帰還により損害が継続又は発生した場合には、それらの損害も賠償の対象となると考えられる」とある。

よって、営業損害及び就労不能損害の賠償継続は、国・東電の加害者責任として当然のことであり、「暫定仮払い」によることなく「中間指針第四次追補」に基づき、生業と生活再建ができる営業損害及び就労不能損害の完全賠償を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月18日

福島県双葉郡浪江町議会

提出先

衆議院議長 参議院議長

内閣総理大臣 経済産業大臣 復興大臣 文部科学大臣 財務大臣